

協同農業普及事業の実施に関する方針

2026年3月



目 次

趣旨	1
協同農業普及事業の実施に関する基本的な考え方	2
1 協同農業普及事業の推進方向	2
2 普及指導員の職務	3
第1 普及指導活動の課題	5
1 意欲ある担い手の確保・育成	5
2 産地の収益力向上に向けた取組の支援	8
3 環境と調和のとれた持続的な農業の推進	10
4 活力ある地域づくりに向けた取組の支援	12
第2 普及指導員の配置に関する事項	12
1 普及指導員の配置	12
2 普及指導員としての在任期間の確保	13
3 普及指導員任用資格者の早期養成及び確保	13
第3 普及指導員の資質の向上に関する事項	13
第4 普及指導活動の方法に関する事項	14
1 普及指導員の活動体制	14
2 普及指導活動対象の明確化、普及課題の重点化	14
3 普及指導計画の策定と評価	14
4 情報の共有と発信	15
5 試験研究機関との連携	15
6 民間企業及び食料システム関係者との連携	15
7 関係機関・団体等との連携	16
8 農業教育の充実強化	16
9 農業者の生涯学習の支援	17
第5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項	17

趣 旨

本県の農業は、大都市圏にあつて全国有数の産出額を上げており、食料等の供給や農地等の有する多面的機能の発揮という重要な役割を担っている。農業が、県民生活の身近にあることは得がたい財産であり、次世代に引き継いでいかなければならない。

本県では、2004年4月に「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」（平成16年愛知県条例第3号。以下「条例」という。）を施行し、条例が掲げる将来にわたる安全で良質な食料等の安定的な供給の確保とその適切な消費・利用並びに森林等の有する多面的機能の発揮という基本理念を具体化するため、「食と緑の基本計画」を策定して施策を推進している。

協同農業普及事業では、2020年12月に策定された「食と緑の基本計画2025」の施策の実現に向けて、2021年3月に「協同農業普及事業の実施に関する方針」を改定し、普及指導員が担い手の育成や現場の技術・経営に関する課題解決等に取り組んできた。

今後とも、農業の振興、農村の維持・発展を図るためには、農業就業者や農村人口の減少、高齢化等による人手不足や耕作放棄地の増加など生産基盤の脆弱化、集落機能の低下、気候変動等による自然災害の多発、持続可能な開発目標（SDGs）達成への社会要請の高まりといった情勢に対応する必要がある。

協同農業普及事業は直接農業者に接するという活動を基本としながら、時代の変化に対応した発想の転換や新たな活動方法の導入等に迅速かつ積極的に取り組んでいくことが重要である。

国は、2025年4月に「農業改良助長法」（昭和23年法律第165号。以下「助長法」という。）に基づく「協同農業普及事業の運営に関する指針」（以下「運営指針」という。）を策定し、協同農業普及事業の運営方向を明らかにした。

このため、本県は、助長法第7条第5項に基づき、国の運営指針を基本とした「協同農業普及事業の実施に関する方針」（以下「実施方針」という。）を定め、「食と緑の基本計画2030」の施策の実現に向けて、2026年度から概ね5年間の協同農業普及事業の推進方向や管理・運営に係る基本的な考え方を明らかにする。

協同農業普及事業の実施に関する基本的な考え方

1 協同農業普及事業の推進方向

協同農業普及事業（以下「普及事業」という。）は、普及指導員が、直接農業者に接して技術指導や経営指導等を行うことにより、農業経営及び農村生活の改善に意欲的に取り組む農業者の育成を図るものである。また、地域農業の実情や行政施策を踏まえた将来方向と解決策を農業者等に提案し、地域における合意形成を支援することにより、農業の振興、農村の維持・発展を促すものである。さらに、条例の基本理念である食料等の安定的な供給の確保や森林等の有する多面的機能の維持に向けて、2005年に「食と緑の基本計画」を策定して以来、その施策を推進する重要な役割を果たすことが県民から期待されている。

このため、農業者のニーズに即応できる効果的・効率的な体制の下で、普及指導員の資質向上を図りながら、意欲ある経営体や組織等に対し、重点的に取り組む。

県は国と協同して普及事業を行い、「食と緑の基本計画2030」の施策の実現に向けて普及指導活動の適切な実施、試験研究機関等との連携による技術の改良・普及の推進等に取り組む。さらに、普及指導員がスペシャリスト機能^{*1}と多様な関係者との連携を行うコーディネーター役を担うことを通じた産地のプロデュース機能^{*2}を發揮し、技術を核として、農業者の所得向上と産地の収益力向上、地域農業の発展に資する革新的な取組を支援する。

特に、スマート農業、有機農業や農畜産物の輸出等の農政課題を意識して取り組むとともに、異常高温など気候変動や病虫害防除対策等に迅速に対応する。さらに、地域で解決が必要な課題について、民間企業等と連携した現場での技術開発、導入等に関する取組を支援する。

なお、農林水産事務所農業改良普及課を助長法第12条の「普及指導センター」として位置付け、普及事業を実施するとともに、「農起業支援センター」をおき、新規就農希望者に対する就農相談、生産技術指導等の支援を行う。加えて、普及指導センターの機能強化で経営指導にも注力することとなったことから、生産者の経営改善等の活動を支援する。

農業総合試験場普及戦略部を運営指針第5の「農業革新支援センター」として位置付け、県全体の普及指導活動を統括する。

また、農業大学校に「農起業支援ステーション」をおき、「農起業支援センター」と連携して、県下の新規就農希望者へ就農までの支援を、各地域の「農起業支援センター」と連携して実施する。

※1 スペシャリスト機能

高度な専門技術・知識によって、地域の課題等に対応する技術の構築及び普及や農業者の経営支援等を行う機能を指す。

※2 プロデュース機能

多様な関係者の有機的な連携構築や地域の合意形成促進を行うコーディネート役を担うことを通じた連携強化に取り組む機能

2 普及指導員の職務

(1) 普及指導センターの普及指導員

普及指導センターの普及指導員は、地域に密着して、担い手の育成や技術・経営課題の解決を図るため、技術指導や経営指導、組織育成等、農業者との信頼関係を構築しつつ行う「普及指導」と、課題解決方策等を明らかにするための「調査研究」の職務を担う。

ア 普及指導

巡回指導、相談活動、実証展示、講習会等の手段により、直接農業者に接して、農業生産方式の合理化、農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行う。併せて、産地化に向けた組織育成や地域計画^{※3}の変更、農業への理解促進等、農業者及び食料システム^{※4}関係者などといった多様な関係者が連携して農業・農村を支える活動に対する支援及び地域との合意形成を行う。

なお、普及指導活動の効率化を図るため、ICT^{※5}等を積極的に活用した普及指導活動を進める。

※3 地域計画

農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が策定する法定計画で、地域の農地を10年後に誰がどのように利用するかを明確にするための「農業経営基盤の強化の促進に関する計画」

※4 ①食料システム

食料の生産、集約、加工、流通、消費及び廃棄を含む広域にわたる経済的・社会的・自然的プロセス全体を指す。このシステムの関係者は、食料の持続的な供給を実現するために有機的に連携し、全体として機能を発揮することが求められている。

②食料システム関係者

食料の生産から消費に至る各段階に関わる人々を指す。具体的には、農業生産者、加工業者、流通業者、中小企業診断士、教育関係者、スタートアップ企業（特にアグリテック（農業技術）、消費者（農業ボランティア等）などが含まれる。

※5 ICT

Information and Communication Technologyの略。通信情報技術と訳され、パソコン、スマートフォン等の機器情報技術（IT）とインターネットなどの通信技術を統合したもので、データの収集、処理、保存、伝送を効率的に行う技術やシステム

の総称

イ 調査研究

試験研究機関、市町村、農業団体、教育機関等と密接に連携し、専門分野ごとの課題解決並びに課題解決手法及び指導方法等についての調査研究を行う。

(2) 農業革新支援センターの普及指導員（農業革新支援専門員）

農業革新支援センターの普及指導員を農業革新支援専門員として位置づけ、高度な専門性を有し、地域を越えた、「普及指導・調査研究の総合的な企画調整」、「普及事業に関する調整」、「普及指導員の資質向上」の職務を担う。また、普及指導センターからの要請を基本としつつ、先進的な農業者等からの高度かつ専門的な相談に対応する。

農業革新支援センターは、普及活動に関する「普及戦略基本計画」を策定し、県域での重要な課題に対して取り組む推進方向を明らかにする。

ア 普及指導・調査研究の総合的な企画調整

各専門分野（作物、茶、野菜、花き、果樹、畜産、担い手育成、普及方法、鳥獣害、農業経営、土壌肥料、病虫害、政策分野（スマート農業、輸出、有機農業））における普及指導活動の総括及び普及方法の助言等普及指導員への指導、試験研究への参画、試験研究成果及び国・県が開発した新技術・新品種の現地適応に向けた調査研究の実施等、普及指導・調査研究に関する総合的な企画調整を行う。

イ 普及事業に関する調整

国や他都道府県を含めた行政機関、試験研究機関、教育機関、農業団体、民間企業及び食料システム関係者との連携、施策の立案に関する支援等、普及事業に関する調整を行う。

ウ 普及指導員の資質向上

普及指導活動の課題解決に向けた指導・支援及び新任普及職員等の育成に関する研修の企画・運営により、普及指導員の資質向上を図る。

(3) 農業大学の普及指導員

農業大学の普及指導員は、実践的な農業教育による「学生指導」と、就農を希望する学生に対する「就農相談対応」の職務を担う。

第1 普及指導活動の課題

本県では2021年3月に策定した実施方針に基づき、①意欲ある担い手の確保・育成、②産地の収益性の向上、③環境と安全に配慮した農業の推進、④活力ある地域づくり等を課題として普及指導活動を展開してきた。

普及指導活動は、県独自の施策や国の事業を活用し、関係機関と連携しつつ、他産業並みの所得を確保できる経営感覚に優れた基幹経営体を始め多様な担い手の確保・育成、全国上位の農業産出額の本県を支える産地の育成、農業生産工程管理手法（GAP^{※6}）の推進や環境負荷低減に取り組む活動実施計画（みどり認定）導入推進、地域資源の活用や消費者交流による地域の活性化等の成果を上げてきた。

一方で、農業現場においては気候変動による自然災害の多発や収量の減少、農業就業者や農村人口の大幅な減少や集落における地域資源の管理機能の低下、都市化による優良農地の減少等の問題が顕在化してきた。

社会情勢が大きく変化する中、これまでの活動及び成果は、有識者等による外部第三者評価では、普及指導員の現地における課題抽出及び技術対策、産地へのアプローチ等について高く評価された。こうした評価を踏まえ、引き続き本県農業を巡る情勢の変化に適切に対応しつつ、次の課題に取り組む。

※6 GAP

Good Agricultural Practice（農業生産工程管理）の略

1 意欲ある担い手の確保・育成

本県の安定的な農産物生産の中核として、農業経営の継続・発展を目指す意欲的な経営体等の担い手を支援し、経営感覚に優れた基幹経営体、次代の基幹経営体を目指す新規就農者、青年農業者及び女性農業者の確保・育成を図る。また、地域農業の先導的な役割を期待される農業者を農業経営士、青年農業士、農村生活アドバイザーとして認定し、それぞれの団体活動を支援する。

(1) 経営感覚に優れた基幹経営体の育成

他産業と比べて遜色ない所得を確保しうる基幹経営体の育成に向けて、農業経営の継続・発展を目指す意欲ある経営体に対して、スマート農業技術等の高度な生産技術の導入や、農業支援サービス^{※7}の利用等を支援することで、経営体の技術・経営革新を図る。また、試験研究機関、教育機関、農業団体、民間企業、愛知県農業経営・就農支援センター、税理士、6次産業化プランナーといった民間の専門家及び食料システム関係者と連携し、法人化や経営の多角化などによる経営改善を図る。なお、基幹経営体の所得目標、労働時間、経営規模、施設・機械装備等については、作目ごとに経営体育成モデルを整備する。

[主な推進項目]

- ・カイゼン活動^{※8}による経営の効率化
- ・専門家との連携による労務管理や法人化など高度な経営改善
- ・法人経営の安定化に向けた成長戦略の実施
- ・親元就農の支援、第三者継承に関する相談の実施などにより、円滑な世代交代を促進
- ・スマート農業技術等先端技術を取り入れた技術体系の確立及び定着
- ・地域、経営の特徴に合った様々な農業支援サービス利用、多様な人材活用
- ・気候変動に対応した栽培品目の多様化によるリスク分散の提案
- ・不測の事態に備えた業務の継続（BCP^{※9}）のための体制構築
- ・消費者ニーズを踏まえた作物転換・品種転換
- ・農産物の高付加価値化や自ら価格を決定する直売及び6次産業化等の経営の多角化
- ・認定農業者制度や家族経営協定を活用した経営目標の明確化

※7 農業支援サービス

スマート農業機械等による作業受託や人材派遣、各種分析・指導等の支援サービスの総称

※8 カイゼン活動

トヨタ自動車における現場主体の継続的改善活動のこと。製造工程に潜むムダを排除し、作業方法を変える取り組み

※9 B C P

Business Continuity Plan（事業継続計画）の略

(2) 地域を支える多様な担い手の確保・育成

ア 新規就農者の就農支援と定着

普及指導センターは、担当地域の就農前の後継者、定年帰農者、新規参入者（企業等を含む）等新規就農希望者の相談に一元的に対応する「農起業支援センター」の役割を担う。農業大学校に設置したた地域の就農相談等を実施する「農起業支援ステーション」と協力し、市町村、農業委員会、農業協同組合等と連携し、技術や経営知識の習得、就農支援制度の活用、農地の確保等に関する就農相談を実施する。さらに、産地で生産者とともに担い手育成に取り組む実践的な研修制度等による就農へ向けた高度な取組により、産地への計画的な就農を促進する。

就農後は、重点的な指導等の対象者を選定した上で、栽培技術・経営管理能力向上に関する指導や組織活動への参加誘導を行い、集団指導や、個別相談により新規就農者の定着を進める。併せて、農業法人へ就職後、自営就農を目指す者に対して、経営管理能力の向

上等を支援する。

[主な推進項目]

- ・関係機関、団体等と連携し地域の実情に応じた担い手の確保・育成に向けた受入体制づくり
- ・実践的な研修制度等の活動支援による生産技術、施設・機械の継承や地域農業の維持
- ・円滑な就農に必要な県域情報の収集とこれに基づく就農支援
- ・あいち農林漁業スタートガイド「あいちから」を活用
- ・農業大学校と連携した就農相談、新規就農希望者向け研修、農家研修等への受講誘導
- ・栽培技術や経営管理手法の指導による技術・経営知識の向上
- ・就農計画の作成、助成制度や制度資金の活用
- ・4 Hクラブ等の青年農業者組織や生産者団体等の組織活動、地域活動への参加

イ 青年農業者、女性農業者の活躍促進

青年農業者、女性農業者に対しては、次代の経営主あるいはパートナーとしての活躍に向けて、男女共同参画の推進等、関連施策の活用や関係機関との連携により、組織活動への参加誘導及び活動支援、技術・経営管理能力の向上、経営参画の推進、地域社会における能力発揮の支援等に取り組む。

[主な推進項目]

- ・4 Hクラブ、青年農業士会、農村生活アドバイザー協会等、組織活動の円滑な運営及び活動を通じたリーダー等の育成
- ・個別及び集団による学習活動の支援、部門別研修会等による技術習得及び経営管理能力の向上
- ・家族経営協定の締結等による経営内の役割分担の明確化や経営参画の促進

ウ 多様な人材の活用促進

生産現場に必要な人材の確保に向け、関係機関、団体等との連携により、地域や生産者に応じて、他産業退職者、高齢者、障がい者、外国人等の多様な人材の活用に向けた取組を支援する。また、ギグワーク^{※10}、農業支援サービス等を活用した作業委託を取り入れ、労働力確保に向けた活動を推進する。

[主な推進項目]

- ・農福連携による障がい者の農業分野参画
- ・農業支援サービスの利活用に向けた地域の合意形成
- ・食料システム関係者等の多様な関係者との連携強化

※10 ギグワーク

雇用契約を結ばない短時間・単発の人材派遣サービスの総称。サービス活用により一時的な労働補完を行うことで労働時間の平準化等経営改善を行うことが出来る。

2 産地の収益力向上に向けた取組の支援

産地の収益力向上に向けて、農業者の経営発展に向けた「生産技術力の強化」、需要構造の変化や多様なニーズに対応した「販売企画力の強化」、産地のまとまりを活かす「組織力の強化」を支援する。

また、経営指導推進プロジェクトチームが中心となって産地の在り方を検討し、生産者団体、関係機関、農業総合試験場等との連携に努め、本県農業構造の中核となる担い手の確保・育成の取組と相乗効果が得られるよう実施する。

今後更なる弱体化が懸念される品目においては、担い手の確保・育成から生産・出荷・加工・流通、販売までを一体的に捉え、生産基盤の一層の拡大に向けてボトルネックの解消に取り組む。そのためには、県、農業団体及び生産者等の食料システム関係者が生産力向上を目指す産地づくりを協働・連携して取り組む。

(1) 生産技術力の強化

農業総合試験場が開発した品種・技術に加え、国や他県、民間企業等で開発された品種・技術や農業以外の分野で開発された技術の活用も評価・検討しながら、先導的な農業者の経営発展を誘導し、産地全体への普及を図る。

[主な推進項目]

- ・生産性向上やコスト低減に向けた基本の徹底や作業体系の見直し
- ・スマート農業技術等を導入するための新たな技術体系の検討及び検証、技術導入に伴う費用対効果分析等の経営評価
- ・補助金等を活用したスマート農業技術等の導入
- ・スマート農業技術を活用した専門作業受注等を行う農業支援サービスの利用
- ・夏季高温等の気候変動に対応した品種・品目への転換を含めた栽培、飼養の生産安定技術の導入及び病虫害防除体系の確立
- ・他県産や輸入農産物との差別化を目指した高品質な農産物生産
- ・品種や技術の開発を始めとした試験研究への提案と実証
- ・現場におけるイノベーションを取り入れた技術開発及び実証
- ・農業生産工程管理（GAP）の導入

(2) 販売企画力の強化

農業者に「マーケットイン」^{*11}の意識を啓発し、食料システム関係

者と連携して消費者ニーズの把握等マーケット情報の分析を行い、農業者等が主体となった戦略的な生産及び情報の発信を含めた販売体制の構築を支援する。また、農産物の物流課題を意識した集出荷体制の整備に向けた取組を支援する。

[主な推進項目]

- ・生産者部会や個別農家の生産販売計画の作成に関する助言
- ・知的財産権の活用によるブランド力の強化
- ・産地の創意工夫を活かした新商品開発、6次産業化、農商工連携等の促進
- ・加工・業務用需要に向けた新規作物の導入
- ・輸送問題に対応した集出荷体制、出荷規格の見直し
- ・農産物輸出に向けたGAP認証、有機JAS認証等の認証取得
- ・市場出荷・直売・インターネット販売等さまざまな流通・販売方法の活用
- ・地域との調和を前提としたもぎ取り園、オーナー制等、観光や農作業体験を取り入れた産地づくり
- ・市場価格の予測と高精度な計画生産の取組支援
- ・多様なニーズに対応する新たなバリューチェーン^{※12}の創出

※11 マーケットイン

市場や購買者という買い手の立場に立って、買い手が必要とするものを提供していこうとする考え方。

※12 バリューチェーン

原材料の調達から製造、販売、アフターサービスに至る一連の企業活動を「付加価値を生み出す連鎖」として捉える考え方

(3) 組織力の強化

生産者団体の機能的な活動や共同利用施設の整備及び利用の推進等の組織活動を支援し、経営資源を活かした産地の強みが発揮されるよう、組織力の強化を図る。

[主な推進項目]

- ・生産者、関係団体と連携した生産力強化を目指す産地づくり
- ・生産者団体活動の支援による生産技術向上及び効率化・販売力強化
- ・ICT等を活用した生産者団体内における栽培技術等の情報共有
- ・共同利用施設の整備と利用率の向上及び計画的な生産・出荷等に関する支援
- ・生産技術や流通に関する研究活動や販売促進活動等、組織活動の機能強化

- ・実践的な研修制度等、産地の担い手の確保・育成に向けた支援体制づくり
- ・生産、出荷、調製に関する産地体制の効率化

3 環境と調和のとれた持続的な農業の推進

(1) 気候変動等に対応した持続的な農畜産業の実現

持続的な農業の実現のため、農畜産物の生産施設では、気候変動に対応した技術の導入を支援する。

生産技術では、高温耐性、病虫害抵抗性品種・系統の現地導入を促進する。気温、土壌、植物、家畜、病虫害発生を各種センサーや衛星等画像解析サービス等活用した、作物、家畜の生理生態に基づいた適切な環境管理により、気候変動に対応できる新しい技術の検証や利用を推進する。また、農薬や肥料等の使用も見直しを行い、効率的・効果的な利用を促進する。

[主な推進項目]

- ・暑熱対策（機械・設備や栽培技術、遮熱塗料等資材）の有効性実証及び普及
- ・夏季高温等気候変動に対応した品種・品目転換を含めた栽培・飼養の生産安定技術の導入
- ・病虫害の多発に対する対策及び病虫害防除体系の確立（発生予察、環境モニタリング、薬剤耐性検定等）
- ・気候変動に対応した農薬、肥料等資材の利用方法の見直し

(2) 環境負荷低減に向けた持続性の高い農業生産の実現

環境と調和の取れた持続的な農業を推進するため、環境負荷要因となり得る肥料や農薬等の各種資材の適正使用を指導し、土壌、水、大気、生態系等、環境への負荷低減を図るとともに、農業の持つ物質循環機能を活かした、気候変動の緩和や生物多様性の保全に対応する技術の導入を支援する。また、農薬残留や有害物質による汚染等を防ぐことにより農産物の安全性を確保するため、農作業工程の整理や改善手法の導入を支援する。

[主な推進項目]

- ・土壌診断の活用及び堆肥や緑肥等の有機質資材の成分を考慮した適正な施肥管理による化学肥料使用量低減
- ・耕種的、化学的、生物的及び物理的防除を組み合わせた総合防除（IPM）^{※13}技術の普及及び技術の更新
- ・国際水準GAPの取組による環境保全や食品安全の取組を含めた経営改善
- ・農場、出荷調製・加工・販売施設における衛生管理（HACCP^{※14}等）

の啓発

- ・環境負荷を低減できる生産方式の導入に主体的に取り組む農業者の生産活動に対する事業計画の認定（みどり認定）
- ・温室効果ガス排出量削減に向けた水田メタンガス発生抑制、農地へのバイオ炭利用及び燃油量削減技術等の導入
- ・「オーガニックビレッジ等」有機農業者への支援体制整備及び有機農業者等との連携並びに助言と情報提供
- ・「環境保全型農業直接支払交付金」の活用による農業の多面的機能を生かした農業生産方式を導入

※13 I P M

Integrated Pest Management（総合的病虫害・雑草管理）の略

※14 H A C C P

Hazard Analysis and Critical Control Pointの略。食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法のこと

(3) 安全で良好な暮らしを支える農山漁村地域の強靱化

近年、増加する気象災害に対応するため、補助金や制度資金を活用した農業用施設やハウス強靱化対策等を促進していく。また農業版BCP^{※15}、産地BCP^{※16}の策定を支援し、災害に強い農山漁村、生産体制の確立を支援する。

農業人口の高齢化等の要因により農作業時の労働災害の発生が多いため、「農作業事故ゼロ運動」による農作業事故防止の安全啓発の継続した取組や生産工程管理の見直しによる農業者の安全意識や作業工程の安全性を維持・向上させる。

[主な推進項目]

- ・農業施設、ハウス強靱化の計画的実施
- ・農業版BCP、産地BCP策定の啓発・支援
- ・生産工程管理による農作業事故防止の安全啓発活動「農作業事故ゼロ運動」、新規就農者等への農作業安全啓発研修の実施

※15 農業版BCP

農業版BCP（Business Continuity Plan）とは、災害や異常気象などの予期せぬリスクに備え、農業事業が中断しないようにするための計画

※16 産地BCP

産地BCP（Business Continuity Plan）とは、自然災害や異常気象などの緊急事態に備え、特定の農業産地全体が協力して事業を継続できるようにするための計画。これは、個々の農家だけでなく、地域全体で協力してリスクに対応するためのもの

4 活力ある地域づくりに向けた取組の支援

普及指導員がプロデュース機能を発揮し、地域にある農地、水路、景観、人材等の資源を有機的に結びつけ、農業経営の継続・発展を目指す意欲ある経営体、新規就農者、高齢者や継続的に農地利用を行う中小規模の農家など地域を支える農家が、やりがいを持って農業生産に取り組むことができる地域づくりを支援する。なお、支援に当たっては、地域性を踏まえ、農業者や関係機関と地域の将来像を共有する。

[主な推進項目]

- ・産地の維持・発展に向けた担い手確保の仕組づくり
- ・スマート農業技術に対応した地域ぐるみの生産方式革新、生産基盤の整備
- ・耕畜連携や再生可能エネルギーを活用した資源循環システム構築
- ・地域における鳥獣被害防止対策
- ・環生物多様性を含む環境保全機能など農地の多面的機能の維持・増進
- ・中山間地域の特徴を活かした地域特産物の生産及び活用と消費者交流
- ・集落営農における機械利用及び作業の共同化並びに経理の一元化
- ・生産性向上と低コスト化に向けた農業支援サービスの活用
- ・農地中間管理機構等を活用した農地の利用調整や高度利用、労働力の補完等、地域営農システム構築
- ・地域計画、目標地図の策定及びその実行等の取組を通じた担い手への農地の集積・集約化に向けた合意形成
- ・海外ニーズに対応した農畜産物の輸出に向けた合意形成
- ・農業体験農園やイベント、直売等を通じた都市と農村との交流
- ・多様な人材・機関、及び食料システム関係者との連携による地域ごとの異なる様々な農村の課題解決

第2 普及指導員の配置に関する事項

1 普及指導員の配置

地域に密着した普及指導活動を行う普及指導員を普及指導センター、地域を越えた普及指導活動や高度な技術・経営指導、民間企業、及び食料システム関係者との連携調整等を行う農業革新支援専門員を農業革新支援センターに配置する。

また、学生の指導や就農相談に対応するため、農業大学校に普及指導員

を配置する。

なお、農業者等からの要請に対する迅速かつ的確な対応と、普及指導の継続性の確保、普及指導員の相互研鑽による指導力の養成を図り、効果的な普及指導活動を実施するため、専門分野別の担当者の複数配置に努める。

さらに、若手普及指導員が増える中、必要な資質を持つ普及指導活動経験が豊富な職員の再任用を促進し、適切な普及指導活動を推進する。今後、新たな人材確保や若手職員の意欲向上に向け、SNS等様々な媒体等の活用、大学など教育機関との交流を通じて普及指導活動の理解醸成や社会的認知度向上を図る。

2 普及指導員としての在任期間の確保

農業者等との信頼関係のもとに地域に密着した普及指導活動を継続的に行うため、一定の在任期間の確保に努める。

3 普及指導員任用資格者の早期養成及び確保

普及指導員資格の取得を目指す者に対する計画的な研修、現場での普及指導員との活動や意見交換等を通じて、早期に普及指導員資格が取得できるように努める。

第3 普及指導員の資質の向上に関する事項

生産現場の技術革新、農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業における課題に的確に対応して普及指導活動を実施するため、経験年数等を基本とした目指すべき普及指導員像及び求められる資質を明確にする。

求められる資質には、スマート農業、気候変動への対応、有機農業、病害虫診断、鳥獣害対策等主要な農業技術、規模拡大や農業法人化等に要する農業経営及び農業・食品分野における知的財産保護・活用に関する高度な知識、並びに普及指導活動を展開するためにファシリテーション^{※17}等の能力がある。さらに、新規就農希望者等と産地を結びつけるために地域の合意形成を促進する能力向上が急務である。

これらの資質向上を計画的に進めるために、人材育成の取組を定めた「普及指導員育成計画」を策定し、自己啓発を基本としつつ、OJT^{※18}を中心とし、OFFJT^{※19}により補完するよう、計画的に研修及び調査研究を実施し、普及指導員の資格の取得及び資質向上に努める。

なお、デジタル人材の育成と広域連携のため、ICT等を活用した研修についても実施していく。

※17 ファシリテーション

会議やプロジェクトにおいて、中立的な立場で参加者の対話を促し、合意形成や問題解決を円滑に進める技術

※18 OJT

On the Job Training（職場で日常の業務を通して行う研修）の略

※19 O F F J T

Off the Job Training（日常の業務を一時的に離れて受ける集合研修等）の略

第4 普及指導活動の方法に関する事項

1 普及指導員の活動体制

農業者に対する技術指導、経営指導、組織育成等を円滑に行うため、普及指導の分野（担い手育成、技術経営指導）に応じたグループ制の実施、技術指導における作目別専門分野に応じた専門分担、普及課題の内容に応じた課題チームの編成により、総合指導力が発揮できる体制とする。

2 普及指導活動対象の明確化、普及課題の重点化

普及指導活動の対象は、農業経営や地域農業の継続・発展を目指す意欲的な経営体やその組織・集団等を中心とし、普及指導計画における対象の設定に当たっては、波及効果を考慮する。

普及課題は、この実施方針の「第1 普及指導活動の課題」に則し、地域農業や農村の実態、農政推進上の課題、農業者のニーズ、新技術の開発状況等を踏まえ、県と関係機関・団体及び民間企業、及び食料システム関係者との役割分担を整理しつつ、公的機関が担うべき分野（食料の安定供給や農業・農村の多面的機能の発揮に必要となる地域農業全体の維持・発展を目的とする活動）を念頭に、必要性及び緊急性が高いものについて重点化する。

また、食料システム関係者等の多様な関係者と連携する取組で、かつ普及指導センターと農業革新支援センターが連携して重点的に実施する普及指導活動及び調査研究等を国が定める重点プロジェクト計画として位置づける。

3 普及指導計画の策定と評価

普及指導活動がより高い成果を得るために、普及指導計画の基本的な考え方、計画策定及び評価の手順等を定めた「普及指導計画策定の手引」を策定し、効率的・効果的な普及指導活動を推進する。

(1) 普及指導計画の策定

普及指導センターは、計画的・重点的な普及指導活動を実施するため、普及指導活動の対象ごとの推進事項や目標等を示した普及指導計画（基本計画及び年度計画）を策定する。

(2) 普及指導活動の評価

年度計画については、毎年度、活動経過、活動成果等の評価を行い、基本計画については、中間年度及び最終年度に評価を行う。

(3) 外部評価の実施

普及事業を客観的に評価するため、農業関係者や有識者・消費者等を評価員とし、普及指導活動の計画・成果、活動体制等について外部第三者評価を行い、結果を公表するとともに、次年度からの普及指導活動への反映に努める。

4 情報の共有と発信

(1) 普及指導活動に関する情報の共有

普及指導センターは、普及指導活動の日常的な情報共有や普及指導計画の策定、評価に活用することを目的に普及指導活動の記録を整備する。

(2) 普及事業の情報発信

普及事業に対する県民の理解を深めるため、県のWebページ等を活用し、農業技術や普及事業に関する情報を発信するとともに、普及指導活動の成果を取りまとめた事例集の作成等を積極的に実施する。

5 試験研究機関との連携

現場ニーズに即応した技術の開発と普及の迅速化を進めていく観点から、農業革新支援センターが調整し普及事業と試験研究の連携強化を図るため、次の事項に取り組む。

[主な推進項目]

- ・普及指導活動の中で解決が困難な課題や新たに発生した問題の抽出及び試験研究機関への研究課題としての提案
- ・新技術・新品種等の研究開発に対する企画段階からの参画
- ・試験研究機関が開発した技術等の実証とデータの共有、技術改善結果の試験研究へのフィードバック
- ・専門分野ごとの技術の整理と体系化を図る農業技術体系化促進会議や、開発された技術の普及を図る実用化技術研究会等の実施
- ・高度な分析装置を活用した迅速な診断及び現場へのフィードバック

6 民間企業と食料システム関係者等との連携

農業技術・経営に関連する民間企業、食料システム関係者等との連携に当たっては、農業革新支援センターが調整し、効果的かつ効率的な普及指導活動を展開できるよう努める。

食料システム関係者と連携して、マーケットインの考え方の元に拡大する加工・業務用需要や海外需要等への対応を進める。

さらに生産者、民間企業、食料システム関係者との連携を進め、現場からイノベーションを起こすよう心掛け、得られた知見、技術等を産地にフ

ードバックするよう努める。

7 関係機関・団体等との連携

普及指導センターにおいては、農業改良普及推進会議の開催等により、市町村、農業協同組合等、及び農業経営士、青年農業士、農村生活アドバイザー等の先導的な農業者との密接な連携を確保する。

併せて、役割を分担し、制度資金、新規就農者向け資金、雇用就農資金、農地中間管理事業、地域計画、経営所得安定対策、各種補助事業等の施策の活用を支援する。さらに、新規就農者の確保・育成を始め、新品種や新技術の実証及び普及、経営体の所得向上のための経営改善支援、産地活性化・地域づくりに向けた取組等の普及指導活動を効果的に実施する。

気象災害に対しては、防災上の措置と連携しながら、その被害の防止・軽減や被災地域の営農再開に向けた情報提供や技術対策等に努める。

なお、地域の多様な資源の活用等による農業の振興を図る観点から、必要に応じて商工会議所等の農業以外の産業に関する指導機関との連携の確保に配慮する。

8 農業教育の充実強化

農業大学校は、普及指導センター、農業革新支援センター及び農業高等学校等と連携をとりながら、就農意欲のある者を広く募集し、実習と講義等を組み合わせた実践的な教育を基本として教育内容の充実を図る。また、デジタル人材の育成と広域連携のためICT等の積極的な導入とこれを活用した講義等を行うとともに、内部評価及び外部評価による教育内容の改善を図るため、次の事項に取り組む。

なお、取組にあたっては、農業大学校の方針を定める「教育基本計画」を作成し、必要な施策を実施するものとする。

[主な推進項目]

- ・社会や学生のニーズに対応した栽培知識・技術の習得を基礎とした上で、スマート農業技術を始めとしたカリキュラムの強化
- ・実践教育等を通じた技術・経営力や問題解決力の習得
- ・農業高等学校等の生徒に対する進学誘導と、普及指導センターや農業高等学校等と連携した先進的な農業経営に関する学習機会の提供
- ・高度化する農業技術に対応した施設・設備・教育手法の整備・実践的かつ先進的なカリキュラムのもと、時代に対応した経営管理、先端技術、情報処理等、就農に必要な知識・技術の提供
- ・内部評価及び先進的な農業者等による外部評価の実施、外部評価の結果の公表及び次年度からの教育計画における教育内容等の改善への活用
- ・指導職員の指導力向上のため体系的な研修を実施

- ・ 就農希望者に向けた情報の集約と発信
- ・ 就農希望者に対する就農相談、就農支援
- ・ 普及指導センターと就農希望者情報の共有と活用
- ・ 幅広い年代の就農希望者に対する研修機会の提供

9 農業者の生涯学習の支援

農業大学校は農業革新支援センター及び普及指導センターと連携して、生産性の向上や経営発展等に取り組む意欲ある農業者に対して、農業技術や経営知識等についての研修を実施する。

[主な推進項目]

- ・ 農業者に対する発展段階に応じた体系的な研修機会の提供

第5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

本県と他の都道府県にまたがる普及指導活動の課題に対しては、効果的・効率的な課題解決のため、都道府県間の情報の共有及び連携の強化に努める。

県民の農業・農村に対する理解の促進や将来における農業の担い手の確保に役立てるよう、市町村、教育機関、農業協同組合等が県民に対して行う取組に対し必要な協力を努める。また、海外の普及事業関係者から依頼があった場合は、研修等への対応及び情報の提供等に努める。